

第37回県民総合スポーツ大会兼第23回埼玉県パラスポーツ大会 令和6年度彩の国ふれあいピック春季大会 実施要項

1 目 的

埼玉県内のスポーツを愛好する仲間が集い、日頃の練習の成果を発揮し、記録を競い、さらなる可能性に挑戦するとともに、交流を深めパラスポーツの一層の振興を図ることを目的とする。
また全国障害者スポーツ大会の埼玉県及びさいたま市の代表選手候補者の選考を兼ねた大会とする。

2 名 称

第37回県民総合スポーツ大会兼第23回埼玉県パラスポーツ大会
令和6年度彩の国ふれあいピック春季大会

3 主 催

埼玉県、埼玉県教育委員会、さいたま市、
公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

4 運 営

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

5 競技主管(予定)

埼玉県アーチェリー協会、埼玉県障害者アーチェリー協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟、埼玉県障害者水泳協会、埼玉県卓球協会、埼玉県障がい者卓球協会、埼玉県障害者フライングディスク協会、埼玉県ボウリング連盟、埼玉県障がい者ボウリング協会、埼玉県ボッチャ協会、一般財団法人埼玉陸上競技協会、埼玉県障害者陸上競技協会 (順不同)

6 協 力 (調整中)

7 実施競技、日程、会場等

競技	期日	会場
陸上競技	5月12日(日)	上尾運動公園陸上競技場 上尾市愛宕3-28-30
水泳	5月19日(日)	埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原3-10-1
アーチェリー (注1)	5月4日(土)	はらっパーク宮代 宮代町金原295
卓球	5月19日(日)	上尾運動公園体育館 上尾市愛宕3-28-30
卓球 (S T T)	5月12日(日)	埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原3-10-1
フライングディスク	5月18日(土)	彩の国くまがやドーム多目的運動場 熊谷市上川上300
ボウリング	4月28日(日)	ユニクスボウル南古谷店 川越市泉町1-1 ユニクス南古谷内
ボッチャ	4月28日(日)	埼玉県立武道館主道場 上尾市日の出4-1877

注1) 春季埼玉県アーチェリー大会 にあわせて実施

8 参加資格

- (1) ～ (2) の条件を満たす者。ボッチャは、(1) ～ (3) の条件を満たす者。
- (1) 令和6年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者。
ただし、陸上競技(50m走、スラローム、立幅跳、ジャベリックスロー、ソフトボール投、ビーンバッグ投)及びボッチャは参加年齢を引き下げ、10歳以上13歳未満も対象とする。
なお、全国障害者スポーツ大会の代表選手選考の対象とはならないオープン参加とする。(ジュニアの部とする)。
- ※身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ※知的障害者は、埼玉県療育手帳制度要綱(埼玉県告示第1365号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- ※精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 埼玉県内に現住所(住民票のある地)を有しているか、または埼玉県内の施設・学校等に入所、通所、通学している者。
- (3) ボッチャにおいては、障害区分確認が済んだ者、または「13 障害区分確認」で示されている区分確認でボッチャの障害区分であることが認められた者。(ジュニアの部除く)

9 競技について

- (1) 競技・種目・障害区分
別表I「障害区分番号・競技コード番号表」のとおりとする。
- (2) 競技の選定
選手1人につき同一日以外の複数の競技に出場できるものとする(卓球・フライングディスクは除く)。
なお、全国障害者スポーツ大会の代表希望ができる競技は、参加申込書「⑱競技選択希望順位」で【1】と記載した競技のみとする。
※【2】以降の競技は、申込者多数の場合、調整をさせていただく場合がございます。
- (3) 種目の選定
種目の選定は次のとおりとする。

競技	種目
陸上競技	2種目以内。代表希望者は必ず2種目必須。
水泳	2種目以内。代表希望者は必ず2種目必須。
フライングディスク	代表希望者は必ずアキュラシー、ディスタンスの2種目必須。

- (4) 競技規則
公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則(令和6年4月1日改訂)」及び本大会の申し合わせ事項により実施する。
ボッチャ競技は、立位・座位に分けて、個人戦(2エンド)で実施し、同点の場合は1球のみのタイブレーク(ファイルショット)で勝敗を決める。ただし、参加人数によっては変更することがある。
大会球は使用しないため、各自でボールを準備すること。なお、当日ボールの借用を希望する場合は、その旨を参加申込書に必ず記載すること(希望者多数の場合は抽選)
- (5) 競技場内に入場できる介助者は、全国障害者スポーツ大会競技規則に準じる。競技規則に該当し介助を必要とする場合は、参加申込書で申請すること。

10 費用

無料。ただし、ボウリング競技のゲーム代(1,000円)は各自負担。

1.1 健康・安全管理

- (1) 参加者は各自の責任において健康管理しあらかじめ「かかりつけ医」等の診断をうけること。
- (2) 大会当日、体調の悪い方は競技等への参加を中止すること。
- (3) 介助、付添等が必要な参加者は、参加者あるいは所属団体で対応すること。
- (4) 主催者は、この大会期間中の応急措置のみを行う。

1.2 全国障害者スポーツ大会代表選手希望について

- (1) 令和6年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、「**⑱競技選択希望順位**」において【1】を記入した**競技のみ**全国大会選考希望を選択できる。
- (2) 埼玉県代表は埼玉県内（さいたま市を除く）に現住所を有する者、さいたま市代表はさいたま市内に現住所を有する者が希望可能なことから、どちらか1つを選定すること。ただし、施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は、その所在地の代表を希望することもできる。
- (3) 第19回全国障害者スポーツ大会（茨城県）、第21回全国障害者スポーツ大会（三重県）中止に伴う埼玉県・さいたま市代表選手（個人競技）の出場回数の取り扱いについては、出場回数に含めないものとする。
- (4) 別添「第23回全国障害者スポーツ大会代表選手を希望する皆さま」を確認すること。

1.3 障害区分の確認

確認の結果によっては、申込競技・種目に出場できない場合がある。

■障害区分の確認を受けなくてはならない対象者

競技名	対象者 ※ジュニアの部除く
陸上競技、水泳、卓球	全国障害者スポーツ大会代表を希望する肢体不自由の選手で、未確認の者（陸上競技障害区分23を除く）
ボッチャ	ボッチャに出場を希望する選手で、未確認の者
陸上競技、水泳、卓球 ボッチャ	過去に確認済みの選手で、次にあてはまる者 ①要継続確認者の選手 ②障害（体の状態）に変化があった場合 ③競技方法が変更になる場合 （例：投てき方法を立位から座位に変更したなど）

■実施日、会場は以下の通り。

競技名	実施日	場所
陸上競技※1	令和6年3月20日（水・祝）	埼玉県障害者交流センター 研修室3・4
水泳	大会当日	埼玉県障害者交流センター 体育館
卓球	大会当日	上尾運動公園体育館 体育館
ボッチャ※1	令和6年3月20日（水・祝）	埼玉県障害者交流センター 研修室3・4

※1 確認申込方法 陸上競技、ボッチャ 障害区分確認の対象となる選手

①埼玉県障害者スポーツ協会に電話またはメールで連絡

②市町村等に提出した「参加申込書の写し」に【**障害区分確認申込み**】と明記し、提出

【連絡・提出期間】2月16日（金）～3月1日（金）17：00まで

③1週間前を目途に時間等詳細は、該当選手に通知

1.4 プログラム・ゼッケンについて

プログラム、ゼッケンは、申込み団体を通じて事前に配布する。（申込み団体が市町村のアーチェリーの選手は各個人に連絡します。）

埼玉県障害者交流センターで申込みを行った場合は、居住する市町村を申込み団体とします。

1.5 記録証の発行

競技の記録については、記録証を発行し、申込み団体を通じて後日送付する。

1.6 申込方法

(1) 参加申込者

様式1【参加申込書（競技別1-1～1-7）】に必要事項を記入し、下記①～④いずれかに参加申込書を提出してください。

■申込み受付期間 令和6年2月16日（金）～3月1日（金）まで

①居住する市町村の障害者スポーツ担当課

②通学している学校

③入所・通所している施設

④埼玉県障害者交流センター（スポーツ指導担当） ※持参のみ（休館日除く）

※注意 埼玉県障害者スポーツ協会に直接 FAX・郵送等での申込みはお受けできません。

(2) 申込みを受けた団体（市町村、学校、施設）

様式2【団体総括表】を作成のうえ、参加申込者から提出された参加申込書を添付し、埼玉県障害者スポーツ協会に郵送にて提出してください。

■提出期限 令和6年3月8日（金） 必着

■申込みを受けた団体（市町村、学校、施設）からの申込書提出先

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内
一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

■大会全般の問合せ先

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

TEL 048-822-1120 FAX 048-822-1121

ホームページ <https://sainokuni-sasa.or.jp>（ホームページ内に問合せメールフォームがあります）

1.7 その他

(1) 申込み時、選手の障害区分に不明な点があるときは、様式3【障害区分質問用紙】に必要事項を記載の上、FAXまたはE-mailでお問い合わせください。（電話不可）

(2) プログラムには、氏名、所属、障害区分、年齢区分等の情報を掲載する。

(3) 競技結果や大会で撮影する写真等は、当協会会報やホームページ（埼玉県の報道発表を含む）等に掲載する場合及び、パラスポーツに関する広報用として使用する場合がある。また、大会当日、テレビ・新聞等の報道機関が来場し、写真、映像がテレビ・新聞等で報道されることがありますので、了承の上参加すること。

(4) 主催者において、参加者を被保険者とした普通傷害保険（レクリエーション保険）に加入する。

補償内容 死亡時：300万円 入院時：1日 3,000円 通院時：1日 1,500円

(5) 競技に必要な用具および道具は各自で用意すること。（例：卓球のラケット・アイマスク等）

(6) 荒天等で安全に開催することが困難であると主催者が判断した場合は、大会を中止する。

(7) この要項に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

さんか かん せいやくじこう 参加に関する誓約事項

- 1 たいかい さんか さい じこ しんたいじょうきょう じゅうぶん こうりよ もうしこ
大会への参加に際し、自己の身体状況を十分考慮し、申込みしますので、
けんこうじょう もんだい じこ せきにん
健康上の問題は、自己の責任といたします。
- 2 たいかいさんか じこ しょうがい およ しつぺい しんたいじょうきょう みずか
大会参加にあたり、自己の障害及び疾病による身体状況については自ら
いし いけん うかが やくそく
医師の意見を伺うことを約束いたします。
- 3 たいかいとうじつ しんぶんとう ほうどうきかん らいじょう よそう せんしゅ
大会当日、テレビ・新聞等の報道機関が来場することが予想され、選手の
しめい しゃしん えいぞう しんぶんとう ほうどう
氏名、写真、映像がテレビ・新聞等で報道されることがあります。
また、たいかい さいたまけん とうきょうかい とう
また、大会プログラム、埼玉県ホームページや当協会ホームページ等には、
しょうがい くぶん ねんれい くぶん しめい だんたいめい きょうぎちゅう しゃしんとう けいさい
障害区分・年齢区分・氏名・団体名・競技中の写真等を掲載します。

いじょう じこう どうい さんかもう こ せいやく
以上の事項に同意し参加申し込みすることを誓約します。

障害区分の説明

1. この競技規則は、全国障害者スポーツ大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
2. 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
3. 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
4. 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する（7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢と区分する）。
 - (2) 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上に認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。（例：左上肢が3級、右上肢が6級、左下肢が7級の場合は両上肢が障害区分の対象。）
 - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
 - (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (10) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
 - (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできる競技者を対象とする。
5. 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障害の有無にかかわらずその他の視覚障害に区分される。
6. 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。